

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3166号)

<目次>

1	答申書（案）	.....	1
2	概要	.....	14
3	改正案	.....	24

情 郵 審 第 ※ 号

令 和 5 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣

松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 相 田 仁

答 申 書 (案)

令和5年5月26日付け諮問第3166号をもって諮問された事案について、審議の結果、以下のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

## 電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する意見募集の結果

意見募集期間:令和5年5月27日(土)から令和5年6月26日(月)まで

提出された御意見の件数:3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者
1～35	個人A(1者)
36	消費者団体 大阪府消費生活リーダー会
37	シスコシステムズ合同会社

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正案に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方

番号	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
<b>1. 全体についての意見</b>			
1	<p>・本改正の概要に用いられている「通信事故」という語は、「電気通信事故検証会議」等の語で用いられる「電気通信事故」の語と意味合いにおいて異なるものか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>意味は同じです。概要資料では簡易で理解しやすい表現で記載しました。</p>	無
2	<p>・本手続は行政手続法に基づくものとされているところ、告示案に直接委任する省令の規定が「命令等を定める根拠となる法令の条項」に明示されていないが、これは「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」(平成18年3月20日総管第139号)に反し不相当ではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>御指摘の点は各改正案等の冒頭部「根拠法令条項」に記載しております。</p>	無
<b>2. 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案についての意見</b>			
3	<p>・意見提出時点で e-Gov 法令検索で確認可能な電気通信事業法施行規則では、27条の2第2号の号の細分は「へ」までしかないが、本案において「ト」があることとされているのは、e-Gov 法令検索に未反映の改正があるのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>令和5年6月16日施行の改正電気通信事業法施行規則に基づいております。</p>	無

4	<p>・これまで 27 条の5第1項において同じ号で規定していた「携帯電話用設備」「特定携帯電話用設備」「PHS 用設備」のうち「PHS 用設備」を別の号に分け、本案による改正(概要資料 P4 において「自己確認の届出事項に、当該過負荷試験に関する説明書を追加」とされている事項)を反映しないのはなぜか。「電気通信事故検証会議」等における議論で「携帯電話用設備」及び「特定携帯電話用設備」については本案のような改正をすべきであり、「PHS 用設備」については不要であるという議論があったのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「電気通信事故検証会議 電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」において「著しい高負荷時の挙動検証について、携帯電話用設備における加入者データベース及びコアネットワークの設備については、少なくとも諸元値以上の負荷をかけ、想定した動作を行うか検証を求めることが適当である(p25)」とありますとおり、「携帯電話用設備」及び「特定携帯電話用設備」を過負荷試験の対象としました。</p>	無
5	<p>・改正後の第 27 条の5第1項4号ニについて、標記の後に1字あきが必要ではないか。(結果としてこの箇所は「その標記部分に二重傍線を付した規定」ではなっておらず、改正ができていないと思われる。)</p> <p>【個人A】</p>	<p>第 27 条の5第1項4号ニの後を1文字分の字下げを行います。</p>	有
6	<p>・新設する第 29 条第1項又について、「・・・者による誤り」と規定しているが、この規定では、当該者が事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関してする誤りだけではなく、当該者がする誤りの全ての防止を行わないといけないことになり、不適當ではないのか。例えば、当該者が業務外でした違法行為は、当該者の所属する電気通信事業者の信用を損ねる結果を生むため、電気通信事業者がそのような行為が生じないよう従業員へのコンプライアンス教育等を実施することが望ましいと思われるが、一方でそのような対策は本案の意図するところではないのではないのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>御指摘の点に関する具体的内容については、「管理規程記載マニュアル」において「保守運用作業等の自動化・システム化、複数担当者による作業確認、作業の多段階承認、ヒューマンエラー事例及びヒヤリハット事例の収集・分析・共有等、ヒューマンエラーを防止するための対策に関すること。」と記載しております。</p> <p>本件では信用失墜行為等を対象とするコンプライアンス教育等は、直接は意図しておりません。</p>	無

7	<p>・新設する第 29 条第 1 項第 3 号ルにおける(事業用電気通信設備の)「リスク」とは何か。例えば金融商品や航空機の飛行の方法、感染症等、それ自体がそれを用いようとする者に危険を生じさせる性質を持つものであれば、法令上何ら定義することなく「…のリスク」の語を用いている事例を見つけることができるが、事業用電気通信設備については、事業用電気通信設備それ自体に「事業用電気通信設備のリスク」は存在せず、存在するとすれば、例えば、当該事業用電気通信設備「の誤動作、誤用等」のリスクなのではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>詳細については告示(管理規程の細目を定める件)で定めることとしており、当該告示では「当該設備の損壊又は故障等の発生リスク」としてあります。</p>	無
8	<p>・新設する第 29 条第 1 項第 3 号ルに係る事項について、その対象となる設備を告示に再委任しているのは法制上許容されるのか。(同条第 2 項のように細目的な事項や技術的な事項を再委任することは許容されるものであるが、本案で告示に再委任しようとしている事項はネに係る管理規程の内容を大きく左右するものであり、細目的、技術的とは言えないのではないか。)</p> <p>【個人A】</p>	<p>電気通信事業法第 44 条第 1 項で委任を受けた事業用電気通信設備の管理規程の内容のうち、リスクの分析及び評価の対象とする範囲を定めるものです。</p>	無
9	<p>・改正前の第 29 条第 1 項第 3 号又の事項については「イからリまで」であったところ、本案により追加した又からヲまでを加えるのみであれば理解できるものの、改正前は対象外であったルからワまでを加えるのはなぜか。概要 P4 のどの事項に係る改正なのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>近年、利用者への周知広報に課題が見られる重大事故が多く発生していたことを踏まえ、令和 5 年 3 月に周知広報ガイドラインの策定を行うなど、利用者への周知広報等に関しても、現状調査、分析及び改善を行っていくことが望まれることから、対象を拡大したものです。</p> <p>既存の取組の延長であるため、概要では割愛しております。</p>	無
10	<p>・第 29 条第 1 項第 5 号で「…こと」を「…事項」に改めるのはなぜか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>電気通信事業法施行規則第 29 条第 1 項の各号の規定と表現を合わせるためです。</p>	無

11	<p>・第 29 条第 1 項において、類似していると思われる事項の表現がそれぞれ異なるのはなぜか(改正前の第 3 号又「調査、分析及び改善」、新設する第 3 号ル「分析及び評価」、新設する第 5 号イ「点検及び評価」、新設する第 5 号ロ「点検、評価及び見直し」等。例えば、第 5 号ロでは見直しをする必要があるが、第 5 号イでは見直しをする必要はないと解して良いのか。)</p> <p>【個人 A】</p>	<p>「管理規程の見直し」は第 5 号ハで規定しているため第 5 号イには含まれません。</p>	無
12	<p>・平成 24 年総務省令第 69 号附則第 5 項において規定しているような経過措置は置かれないのか。</p> <p>【個人 A】</p>	<p>附則において経過措置を規定します。</p>	有
<p><b>3. 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案についての意見</b></p>			
13	<p>・「過負荷試験」の意味するところは何か。法令上、本案により追加される第 8 条の 2 の 2 のほか、漁船設備規則(昭和 25 年農林省令第 124 号)においてのみ用いられている語だが、同令においては「過負荷試験」の実施方法を明確に定めており、その意味するところが明らかである。他方、本案における「過負荷試験」はその実施方法に具体性がないのみならず、そもそもどのような「試験」を想定しているのか全く不明である。</p> <p>【個人 A】</p>	<p>「電気通信事故検証会議 電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」p25 で「著しい高負荷時の挙動検証について、(中略)、少なくとも諸元値以上の負荷をかけ、想定した動作を行うか検証を求めることが適当である」とされており、御確認ください。なお、具体的な内容については別途「自己確認届出に関する記載マニュアル」で示すことと致します。</p>	無
<p><b>4. 平成 27 年総務省告示第 67 号(管理規程の細目を定める件)の一部を改正する告示案についての意見</b></p>			
14	<p>・表 1 の項下欄(1)の「広報担当者」の語は法令上ほかには見えない語だが、どのような意味合いなのか。「設計、工事、維持及び運用に従事する者」に含まれるのか。そうであるとする、電気通信事業者が広報業務を委託する場合は、当該委託先の従業員も従業者等に含ま</p>	<p>事故等の発生時に利用者に対して周知広報を行う担当者を想定し、広義で「運用に従事する者」に含まれると考えられ、利用者への迅速な周知広報を可能とするため、訓練の実施を求めるものです。</p>	無

	<p>れることとなり、訓練等の実施が必要となるのか。</p> <p>【個人A】</p>		
15	<p>・表1の項下欄(1)は「電気通信主任技術者」及び「広報担当者」が「従事者」の例示となっている構造であるが、「従事者」が何を意味するか定かではない。通常、「・・・の従事者」のような形で何に従事する者なのか明らかにすることが通常ではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>表1の項上欄一から、従事者の定義は「事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者」となりますが、更に広報担当者、委託先従事者等を従事者に含めるべく、下欄で幅広く例示したものです。</p> <p>なお、規定の明確化を図るため「電気通信主任技術者、広報担当者その他の事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者(事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託(二以上の段階にわたる委託を含む。八の項において同じ。)する場合にあっては、当該委託先の従事者を含む。以下「従業者等」という。)の教育及び訓練に関すること。」に修正します。</p> <p>「昭和 62 年郵政省告示第 73 号(情報通信ネットワーク安全・信頼性基準)の一部を改正する告示案」中、当該項を引用する別表第2 第3 1 (2)アも同様に修正することとします。</p>	有
16	<p>・表1の項下欄(1)及び8の項の下欄中に「あつては」との表記があるが、平成 27 年総務省告示第 67 号は新基準法令であり、「あつては」とすべきではないか。(そもそも「場合は、」で良いのではないか。)</p> <p>【個人A】</p>	<p>「あつて」に修正します。</p>	有
17	<p>・表1の項下欄(1)の「従業者等」について、委託先が更に委託を行う場合、その委託先の従業員は含まれないと解して良いか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>委託先が更に委託を行う場合、その委託先の従業員は含まれます。No.15 のとおり規定の明確化から修正致します。</p>	有



18	<p>・表1の項下欄(1)における委託先従業員への教育及び訓練の実施について、当該管理規程を定める電気通信事業者が自ら行うものである必要がない(例えば、当該委託先が自ら行うものであってもよいし、第三者に委託して実施させてもよい)と解して良いか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>御理解のとおりです。管理規程記載マニュアルにおいては「事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合は、契約等で規定している当該委託先の従事者に対する教育及び訓練等の対象者(電気通信主任技術者、広報担当者その他の従事者を含む。)、内容(設備の工事、維持及び運用に係る作業の教育・訓練、応急復旧措置に係る訓練を含む。)、実施体制、実施方法、実施頻度、実施計画及び当該実施に係る監督の方法及び頻度に関すること。」を規定しております。</p>	無
19	<p>・表1の項下欄(2)では「の(訓練)」、同欄(3)では「に係る(訓練)」と表現を分けている理由は何か。</p> <p>【個人A】</p>	<p>表1の項下欄(2)では、「運用に係る作業の教育及び訓練」と規定しており、理解しやすさの観点から「係る」を連続して用いることを避けるため、「作業の」としておりましたが、御指摘を踏まえ、「運用に関する作業に係る教育及び訓練」と修正します。</p>	有
20	<p>・表4の項下欄(3)で「想定復旧時間を含む。以下同じ。」とした方が条文経済的に適当ではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「当該管理規程の遵守状況について自ら行う点検及び評価」についても、想定復旧時間を含めてサービスの影響評価を行うことが必要である旨を、分かりやすさの観点から、明記することとしております。</p>	無
21	<p>・表6の項下欄(6)における「周知・広報」について、同欄中の「情報提供」と意味するところの違いは何か。また、法制上「周知及び広報」とすべきではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>本件の周知と広報は密接に関係するものであることから「・」でつなぐこととしております。</p>	無
22	<p>・表6の項下欄(6)においてガイドラインをこのように位置づけ、当該ガイドラインを踏まえた取組を管理規程に記載することを求め、記載しない場合は管理規程の変更命令の対象となることを考えれば、当該ガイドラインは行政手続法第2条第8号にいう「命令等」に該当することになると考えてよいか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「ガイドライン」はあくまでも事業者が管理規程を策定するに当たって参考にするもので、一概に命令等に該当するものではありません。</p>	無

23	<p>・表8の項下欄の「経営の責任者」の意味するところは何か。例えば、一の電気通信事業者が複数の電気通信事業を行っている場合、当該各事業の責任者が確認すれば足りるのか。外国法人にあつては、国内代表者を指すのか、本社の責任者を指すのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「経営の責任者」は、電気通信事業法施行規則第29条第1項第2号イで規定している「経営の責任者」と同義であり、各電気通信事業者の管理規程において既に定めている者とします。</p>	無
24	<p>・表8の項下欄の「一年に一回以上」について、例えば、令和6年4月に1回実施し、次に実施するのが令和7年5月となった場合、本欄に係る事項を管理規程に記載することができず、法に違反すると解するのか。あるいは、一の事業年度に1回実施していれば差し支えないのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「管理規程記載マニュアル」において記載のとおり、「経営の責任者による当該管理規程の遵守状況(設備リスクの分析・評価の実施状況を含む。)に係る点検及び評価に関する方針、実施時期・頻度」等を記載いただくことを想定しております。</p> <p>概ねの実施月や年間の回数等を記載いただくことが想定され、具体的な日付などまで求めるものではありません。また、基本的に、一の事業年度に1回以上実施していれば問題ないと考えられます。</p>	無
25	<p>・表8の項や9の項のように点検等の頻度が定められている事項について、電気通信事業者が一度でも年に1回の点検等を怠った場合、仮に怠った後に管理規程の変更命令を行ったとしても、管理規程に「年に1回の点検の状況」を記載することは今後も永久的にできない(当該年に点検を実施していないため)と思われるが、こうした場合にどのような変更命令を行うことを想定しているのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>電気通信事業法第44条の2第2項「遵守命令」を想定しております。</p>	無
26	<p>・表9の項下欄では「経営資源の配分の見直し」を行うこととされているが、本項で例示されている「経営資源」のうち、「人材」「資金」については「配分」することが想定されるが、「組織」に関して行う「配分」とは何か</p> <p>【個人A】</p>	<p>組織の改廃、メンバー構成の見直し等を想定します。</p>	無

5. 昭和62年郵政省告示第73号(情報通信ネットワーク安全・信頼性基準)の一部を改正する告示案についての意見

27	<p>・1項「別表第1」及び「別表第2」をゴシック体で表記している理由はあるか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>フォントは統一致します。</p>	<p>無</p>
28	<p>・3頁の下部で破線が閉じており、4項の上部の破線が「破線で囲んだ箇所」になっていないため、これでは改正できないのではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>破線の削除処理が不十分であったため、下部の破線が表示されてしまったものです。制定時は誤解のない書き方とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
29	<p>・別表第2 第3. 1. (2)スについて「広報」は「社内関連部署」に含まれることを例示しているのか。訓練において行う事項に含まれることを規定しているのか。また、同項に関して委託先を含んだ訓練を行うことを想定しない規定ぶりとなっているのはなぜか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「広報」は「社内関連部署」に含まれることを例示したものです。委託先への訓練は、別表第2 第3. 1. (2)ア等で規定しております。</p>	<p>無</p>
30	<p>・別表第2 第3. 1. (2)セにおける「運営委託会社」の意味するところは何か。アの項「…委託する場合は、当該委託先」と何が異なるのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>同義のため「全ての従事者等を対象に、毎年訓練を実施すること。」に修正いたします。</p>	<p>有</p>
31	<p>・別表第2 第3. 1. (2)セについて、「毎年」というのは、管理規定の細目を定める件において「1年に1回」と規定するのと意味が異なるのか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>別表第2 第3. 1. (2)セは、全ての従事者等に対して、毎年1回以上訓練の実施を求めるものです。</p>	<p>無</p>

32	<p>・別表第2 第3. 1. (2)ソについて、「復旧措置」を「リスク」に対して行うこととされているが、当該リスクをなくす訓練を行うということか。(リスクについてはなくすことのみが対策なのではなく、軽減・回避・受容することが最善である場合もあるため、「リスクに係る」等と規定した方がリスクに対する様々な対応を包含することができ、適切と考える。)</p> <p>【個人A】</p>	<p>本項は、別表第2 第3. 1. (14)イに対応するものであり、洗い出された各リスクに対して整備された対応措置及び応急復旧措置が、事故時において確実に実施できるように訓練をすることを求めるものです。</p> <p>「リスクに係る訓練」では実施すべき訓練の内容が不明確であること、別表第2 第3. 1. (2)シにおいて応急復旧措置に係る訓練は規定されていること、本項では、特に別表第2 第3. 1. (14)イに対応する訓練を求めるものであるため、原案のとおりといたします。</p>	無
33	<p>・別表第2 第3. 1. (13)で、省令上「誤り」と規定するものを「ヒューマンエラー」と規定するのはなぜか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>理解しやすさの観点から「ヒューマンエラー」と規定しております。</p>	無
34	<p>・別表第2 第3. 1. (13)ウ「複数の担当者確認しで」とあるのは誤字ではないか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>「複数の担当者で確認し」の誤りです。修正させていただきます。</p>	有
<p><b>6. 電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号の規定に基づき、事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するものを定める告示案についての意見</b></p>			
35	<p>・本告示のみ他の告示と施行日の規定ぶりが異なるのはなぜか。</p> <p>【個人A】</p>	<p>他の告示案と同様に、附則に施行期日を記載することとします。</p>	無
<p><b>7. 管理規程記載マニュアル(案)についての意見</b></p>			
<p><b>8. その他</b></p>			

36

電気通信事業者の事故による該当事業者の通信インフラが使えなくなることは、利用者が消費者の場合は対策の格差が個々のリテラシーや経済力が大きく影響するため、消費者向けのサービスと、BtoBのサービスは区別して対応すべきである。

消費者向けの場合は、事故の理由を問わず他者回線を一時的に利用可能な仕組みを、消費者のリテラシーに差がないように、特別な操作をすることなく、通信サービスを継続提供すること。

電気通信事業者は、理由を問わず一定規模の事故が発生した場合は、他社の通信サービスを融通を受け、その融通時の費用は該当事業者の責任において負担すべきである。

なぜなら消費者に電気通信事業者の事故発生との因果関係がないため、個々に別の電気通信事業者との契約をすることやMNO事業者が提案することは、MNO事業者がMVNO事業者の競争を妨げている事実にはならない。

については、予め事故時に他社と提携し、消費者に提案することは、電気通信事業者の自らの危機管理が杜撰であることを一般化し既成事実化ようとしており、公正な競争を阻害するものである。

何かにつけて、MNOの都合を消費者へ転嫁することは、電気通信事業者の通信サービスを、特定商取引法での類型として追加する検討をはじめめる時期に来ている。

【消費者団体 大阪府消費生活リーダー会】

頂いた御意見については、参考として承ります。

無

37	<p>シスコは、一連の通信障害の事案などを踏まえた電気通信事業法施行規則等の見直しを歓迎する。通信事業者によるベンダーまたはサプライヤーのサポートが終わった機器、システム、またはソフトウェアの使用は通信障害の発生原因となりうる。サポートが終了した製品は、製品が正しく機能し続け、攻撃、障害、脆弱性から保護され続けることを保証するセキュリティパッチやシステムアップグレードを製品ベンダーから継続的に受け取ることができるわけではない。このため、通信事業者が使用するネットワーク機器の耐用年数が終了した場合、使用を中止し、サポートされている製品に置き換えることが必要である。同様に、サポートが終了したソフトウェア製品は、更新されたバージョンに置き換える必要がある。電気通信システムの障害またはその停止の恐れを低減し、ネットワークの総合的な強靭性を高めるため、サポート終了製品またはソフトウェアの使用の点検を管理規定の届出事項に含めるべきである。その上で、通信事業者によるサポート終了製品・システム・ソフトウェアの使用を禁止するべきである。これは、サポート終了製品が原因となる障害の恐れを最小限に抑えることに役立つ。サポート終了の通知は、通常、サポート終了日のかなり前に行われる。通信事業者は、サポート終了の通知を受けて、その移行とアップグレードを計画する必要がある。シスコは、この件に関し日本政府と更なる議論並びに我々の経験を共有する機会を歓迎するところである。</p> <p>【シスコシステムズ合同会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、電気通信事業法施行規則第 29 条第 1 項第 3 号へでは、「ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。」を規定しており、その細目として、平成 27 年総務省告示第 67 号(管理規程の細目を定める件)において、「(3)定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。」等を規定しております。</p>	無
----	--	---	---

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

— 連続する通信事故の発生を踏まえた制度の見直し —

---

令和5年7月31日  
総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部

# 最近の主な通信事故一覧

1

発生日時 (継続時間)	通信事業者	影響サービス	影響範囲 (地域、利用者数)	発生原因	発生から利用者への 初報時間
2022年7月2日(土) (61時間25分)	KDDI	音声通話、SMS、 ホーム電話、 データ通信	全国 音声通話：約2,278万人 データ通信：765万人以上 【重大事故に該当】	人為的ミス	1時間41分 緊急通報機関へ連絡なし
2022年8月24日(水) (45分間)	KDDI	音声通話、SMS、 ホーム電話、 データ通信	東日本エリア 最大8.3万人	設備故障	1時間17分 緊急通報機関へ連絡あり
2022年8月25日(木) (5時間47分)	NTT 西日本	インターネットサービス (フレッツ光)	西日本エリア 最大211万回線(品質低下) サービス停止は最大1時間50分 【重大事故に該当】	設備故障	2時間53分
2022年9月4日(日) (2時間6分)	楽天 モバイル	音声通話、 データ通信	全国エリア 最大130万回線 【重大事故に該当】	設備異常	1時間05分 緊急通報機関へ連絡なし
2022年9月4日(日) (37分間)	ソフト バンク	音声通話、 データ通信	中国・四国・九州地方 4G回線：最大約105万回線 5G回線：最大約730回線	人為的ミス	2時間03分 緊急通報機関へ連絡あり
2022年12月17日(土) (4時間54分)	NTTドコモ	データ通信	最大約242万人 【重大事故に該当】	設備異常	1時間22分
2022年12月20日(火) (2時間02分)	NTTドコモ	データ通信	最大約69万人 【重大事故に該当】	人為的ミス	58分
2023年4月3日(月) (2時間58分)	NTT 東日本	インターネットサービス (フレッツ光)、 ひかり電話	最大約35.9万人 【重大事故に該当】	設備異常	30分 緊急通報機関へ連絡なし
2023年4月3日(月) (1時間39分)	NTT 西日本	インターネットサービス (フレッツ光)、 ひかり電話	最大約8.7万人 【重大事故に該当】	設備異常	30分 緊急通報機関へ連絡あり



# 通信事故が多発する構造的要因と問題の検証



## 事故が多発する構造的な課題

- ①通信設備が抱える潜在的リスクの洗い出し不足
- ②システムの保守・管理態勢及び社内情報共有体制の不備
- ③教育・訓練の不足
- ④利用者への初報の遅れ
- ⑤事業者間連携による対策の不足 等

## 新たな取組

■ 構造的な課題に対応し、連続する事故の根源を改善させるため、以下の取組を実施。

### 構造問題検証

**構造的な問題に踏み込んだ検証 【令和4年12月検証開始、本年3月に報告書とりまとめ】**

- ✓ 電気通信事故検証会議において、個別の事故の背景にある組織・体制面等の構造的問題を含め検証を行うとともに、対応策について検討を行う。

### 【参考】電気通信事故検証会議

電気通信事故の大規模化・長時間化やその内容・原因等の多様化・複雑化を踏まえ、報告された事故について、外部の専門的知見を活用しつつ、検証を行うことにより、電気通信事故の発生に係る各段階で必要な措置が適切に確保される環境を整備するとともに、電気通信事故の再発防止を図る。

【構成員】(令和5年5月現在) (五十音順、敬称略)

- 相田 仁 (元東京大学大学院 工学系研究科 教授)
- 内田 真人 (早稲田大学 理工学術院 教授)
- 加藤 玲子 ((独)国民生活センター 相談情報部相談第2課 課長)
- 黒坂 達也 (株式会社企 代表取締役)
- 妙中 雄三 (奈良先端科学技術大学院大学 先端技術研究科 准教授)
- 長谷川 剛 (東北大学 電気通信研究所 情報通信基盤研究部門 教授)
- 堀越 功 (株式会社日経BP 日経ビジネス副編集長)
- 森井 昌克 (神戸大学大学院 工学研究科 教授)
- 矢入 郁子 (上智大学 理工学部 情報理工学科 教授)



- ✓ 電気通信事故検証会議の報告書では、電気通信事故に共通する構造的問題として、保守運用態勢に対するガバナンスの不足、第三者によるモニタリングの不足、設備に内在するリスクの洗い出し不足、高負荷時の動作検証の不足、訓練、ヒューマンエラー防止策、利用者周知等の課題が指摘された。
- ✓ また、対応策として、経営層によるガバナンス強化、外部モニタリング、リスクの洗い出し、著しい高負荷時の動作検証など、**下記赤字①～⑧等を新たに導入することが適当**とされた。当該報告書を踏まえて省令案を策定。

電 気 通 信 事 業 者

設備故障リスク対策

- 設備管理の方針
- ソフトウェアの信頼性確保
- ふくそう対策
- ③設備におけるリスク管理・リスクの洗い出し
- ④予備系設備への切替え不能時等の対処
- ⑤著しい高負荷時の動作検証（技術基準） 等

人的リスク対策

- 法令遵守
- 統括管理者・責任者等の職務
- 組織内外の連携
- ⑥メンテナンス訓練・復旧訓練
- ⑦ヒューマンエラー防止対策
- ⑧適切な利用者周知 等

(委託先含む)対策を実行する態勢等 (ヒト,モノ,カネ,組織等)

①経営層による実行状況・態勢等への点検義務

経営層によるガバナンス

②事業者が実施した点検結果へのモニタリング

行政による外部モニタリング (ガバナンスベース・設備ベース)

※電気通信役務を提供する指定公共機関であるNTT東西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの7者を対象

改正の主なポイント

- 故障による利用者に及ぼす影響が大きい (交換機能、制御機能、設備の運用・監視・保守に係る機能、加入者管理機能を有する)携帯電話用設備等について、トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験の実施を義務化。【事業用電気通信設備規則第8条の2の2】
- 事業用電気通信設備の**自己確認の届出事項**に、当該過負荷試験に関する説明書を追加。【電気通信事業法施行規則第27条の5 第4号】
- 電気通信事業者が事業用電気通信設備の管理の方針・体制・方法等を自ら定める**管理規程の届出事項として、以下を追加**。【電気通信事業法施行規則第29条 第3号】
  - **ヒューマンエラー防止策**に関すること
  - 電気通信設備の損傷又は故障による利用者に及ぼす影響が大きい (交換機能、制御機能、加入者管理機能等を有する)設備に対する**リスクの分析・評価、事業継続計画の策定**に関すること
  - 管理規程の**遵守状況**、電気通信設備の保守・運用等に必要な**経営資源の状況**について自ら行う**点検及び評価**に関すること


管理規程の細目を定める告示

(注)平成27年総務省告示第67号 (管理規程の細目を定める件)

- **管理規程の細目は告示で定めており、管理規程の届出事項として、当該告示(注)に以下を追加**。
  - 設備の工事、維持及び運用に係る**作業の教育・訓練、応急復旧措置に係る訓練**に関すること
  - **故障等のリスク** (予備設備への切替不能及びサイレント故障のリスク含む) の**洗い出し**、対応措置及び**応急復旧措置の整備、サービスへの影響評価** (想定復旧時間を含む) に関すること
  - **周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組**に関すること
  - **経営の責任者による一年に一回以上の管理規程の遵守状況、経営資源 (人材、設備、資金、組織) の状況**について、自ら行う**点検及び評価**に関すること

※ 上記改正に合わせて「**情報通信ネットワーク安全・信頼性基準**」(昭和62年2月14日郵政省告示第73号)も改正

# 改正に係るスケジュール（想定）

令和5年			
5月	6月	7月	8月～
<b>■ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）</b>			
5月26日 諮問		答申(予定)	
			
答申をいただいた後、速やかに制定			
パブコメ 5月27日～ 6月26日（31日）			

# 參考資料

# 電気通信事業法における設備規律について

電気通信事業者 (2023年3月31日現在)		
登録 334者	届出 23,938者	
回線設置等 約450者	有料かつ大規模 回線非設置 4者	回線非設置 約2.4万者

設備基準	技術基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気通信事業者の事業用電気通信設備の技術基準 予備機器、停電対策、耐震対策、防護措置、通話品質等を規定。 【法第41条・第42条等、事業用電気通信設備規則(省令)】</li> <li>●利用者の端末設備等の接続の技術基準 安全性、電氣的条件、責任の分界、セキュリティ対策等を規定。登録認定機関等が技術基準 適合認定等を実施。登録修理業者は修理された端末機器の技術基準適合性を確保義務。 【法第52条・第86条等、端末設備等規則(省令)、技術基準適合認定等に関する規則(省令)】</li> </ul>	なし (自主的な取組のみ)
	運用基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業用電気通信設備の管理に係る事業者毎の特性に応じた自主基準 設備管理の方針、法令遵守、責任者等の職務、組織内外の連携、設備の設計・維持・運用、情報セキュリティ対策、ソフトウェアの信頼性確保、ふくそう対策、利用者への情報提供等を定める義務。 【法第44条等、電気通信事業法施行規則(省令)】</li> </ul>	
監督責任	電気通信設備統括管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営レベルの事業用電気通信設備の統括管理 電気通信事業者が経営陣で実務経験のある者から選任、事故防止対策に主体的に関与。 【法第44条の3等、電気通信事業法施行規則(省令)】</li> </ul>	
	電気通信主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業用電気通信設備の工事・維持・運用を監督 電気通信事業者が資格者を選任して事業用電気通信設備を監督。電気通信主任技術者に登録講習機関による講習を受けさせる義務。 【法第45条等、電気通信主任技術者規則(省令)】</li> </ul>	
	工事担任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●端末設備等の接続の工事を実施等 資格者が利用者の端末設備等の接続の工事を実施・実地監督。 【法第71条・第74条等、工事担任者規則(省令)】</li> </ul>	
報告義務	事故報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通信の秘密の漏えい又は一定の基準を超える規模の電気通信事故が発生した場合に報告 【法第28条、電気通信事業用施行規則(省令)、電気通信事業報告規則(省令)】</li> </ul>	

- 電気通信事業法では、通信サービスの安定的かつ確実な提供を確保するために、
  - 伝送路設備を含む電気通信回線設備 (※1) を設置する電気通信事業者
  - 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務 (※2) を提供する電気通信事業者

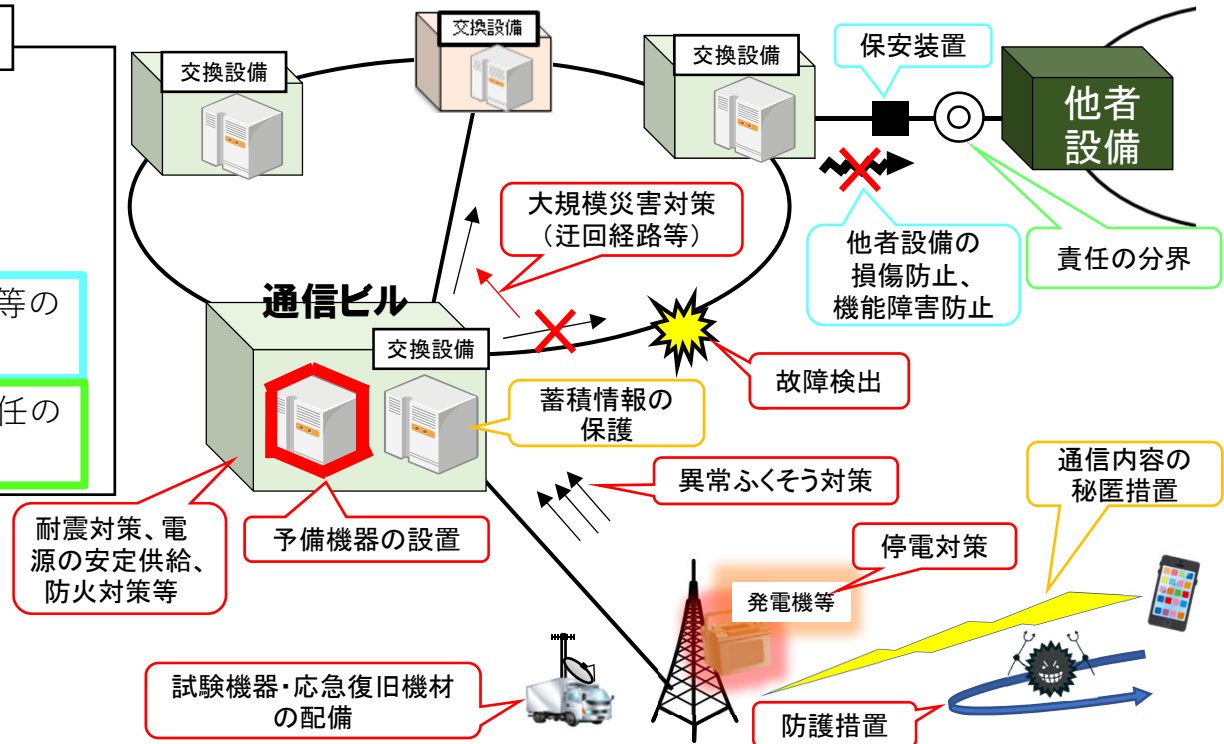
(※1) 伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備  
 (※2) 有料で利用者100万人以上のサービス、音声伝送携帯電話番号 (090、080、070番号) の指定を受けて提供されるサービス

に対して、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を、総務省令 (事業用電気通信設備規則) で定める技術基準に適合するように維持することを義務づけている。
- 上記事業者は、事業用電気通信設備の使用を開始する前に、技術基準に適合していることを自ら確認し、その確認結果を総務大臣に届け出なければならない。

## 技術基準において求められる事項

- ① 損壊又は故障の対策
- ② 適正な品質
- ③ 通信の秘密の保持
- ④ 他の電気通信事業者等の設備の損傷等の防止
- ⑤ 他の電気通信事業者等の設備との責任の分界の明確化

- 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備については、品質基準が設けられている。
- ・アナログ電話用設備
  - ・総合デジタル通信用設備 (音声伝送役務の提供の用に供するものに限る)
  - ・OAB-J IP電話用設備
  - ・携帯電話・PHS用設備
  - ・その他 (050IP電話用設備)
- 高い品質基準  
 自主基準  
 最低限の品質基準



- 情報通信ネットワーク全体から見た対策項目につき網羅的に整理・検討を行い、**ハードウェア及びソフトウェアに備えるべき機能やシステムの維持・運用等**を総合的に取り入れた安全・信頼性に関する**推奨基準 (ガイドライン)**として策定。
- **技術基準等の対象となるネットワーク** (回線設置事業者、ユニバーサルサービス提供事業者、有料で利用者100万以上のサービス提供する回線非設置事業者のもの) に加え、**自営情報通信ネットワーク**や**ユーザネットワーク**も対象。
- 全国5Gの特定基地局の開設指針等において、サプライチェーンリスクを考慮した機器調達 (基地局、ネットワーク設備) を申請者に促すため、**認定の条件として、本基準に留意**することを規定。

## 1. 設備等基準 … 情報通信ネットワークを構成する設備及び情報通信ネットワークを構成する設備を設置する環境の基準 (65項目173対策)

### 第1. 設備基準 47項目123対策

1. 一般基準 (15項目69対策)

2. 屋外設備 (17項目22対策)

3. 屋内設備 (8項目13対策)

4. 電源設備 (7項目19対策)

### 第2. 環境基準 18項目50対策

1. センタの建築 (4項目13対策)

2. 通信機器室等 (6項目22対策)

3. 空気調和設備 (8項目15対策)

## 2. 管理基準 … 情報通信ネットワークの設計、施工、維持及び運用の管理の基準 (43項目178対策)

### 第1. 方針 9項目9対策

1. 全体的・部門横断的な設備管理 (3項目3対策)

2. 関係法令等の遵守 (1項目1対策)

3. 設備の設計・管理 (2項目2対策)

4. 情報セキュリティ管理 (3項目3対策)

### 第2. 体制 18項目46対策

1. 情報通信ネットワークの管理体制 (2項目8対策)

2. 各段階における体制 (16項目38対策)

### 第3. 方法 16項目125対策

1. 平常時の取組 (13項目102対策)

2. 事故発生時の取組 (2項目17対策)

3. 事故収束後の取組 (1項目6対策)

指針 … 管理基準に基づく指針

情報セキュリティポリシー策定のための指針

危機管理計画策定のための指針

解説 … 全ての対策項目に関する措置例等について参考として解説



○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則及び事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)</p> <p>第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>【一】 略</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信設備ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの</p> <p>【イ】ホ 略</p> <p>へ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号の二及び第十二号の二において単に「PHS用設備」という。)</p> <p>【ト】 略</p> <p>【三】 略</p> <p>(事業用電気通信設備の自己確認の届出)</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)(の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。)</p> <p>【一】三 略</p> <p>四 携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類</p> <p>【イ】ロ 略</p> <p>ハ トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験に関する説明書</p> <p>ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)</p> <p>四の二 PHS用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類</p> <p>イ 第一号に掲げる書類(同号ソ及びクに掲げるものを除く。)</p> <p>ロ トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置に関する説明書</p> <p>ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)</p> <p>【五】十一 略</p>	<p>(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)</p> <p>第二十七条の二 〔同上〕</p> <p>【一】 同上</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>【イ】ホ 同上</p> <p>へ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「PHS用設備」という。)</p> <p>【ト】 同上</p> <p>【三】 同上</p> <p>(事業用電気通信設備の自己確認の届出)</p> <p>第二十七条の五 〔同上〕</p> <p>【一】三 同上</p> <p>四 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類</p> <p>【イ】ロ 同上</p> <p>【新設】</p> <p>ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)</p> <p>【新設】</p> <p>【五】十一 同上</p>

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備 次に掲げる書類

「イ 略」

ロ 第四号ロ及びハに掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、PHS用設備 次に掲げる書類

類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びビクに掲げるものを除く。）

ロ 第四号の二ロに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあっては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

「十三・十四 略」

「2 略」

第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

「一・二 略」

三 電気通信業務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

「イ〜リ 略」

ニ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者による誤りを防止するための対策に関する事項。

ハ 事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するもののリスクの分析及び評価に関する事項。

キ ルに関する取組を踏まえた事業継続計画又はこれに相当する計画の策定に関する事項。

「削る」

「略」

「略」

「略」

タ イからヨまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関する事項。

「四 略」

五 当該管理規程の見直しに関する事項

イ 当該管理規程の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関する事項。

ロ 当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

「イ 同上」

ロ 第四号ロに掲げる書類

「ハ・ニ 同上」

「新設」

「十三・十四 同上」

「2 同上」

第二十九条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ〜リ 同上」

「新設」

「新設」

ニ イからリまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関する事項。

「新設」

「同上」

「同上」

「同上」

「四 同上」

五 当該管理規程の見直しに関する事項。

「新設」

備考	<p>ハ、イ及びロに掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該管理規程の見直しに関する事  「六 略」</p>	<p>「六 同上」</p>
	<p>「2 略」</p>	<p>「2 同上」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(事業用電気通信設備規則の一部改正)

第二条 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>第八条の二の二 携帯電話用設備及び特定携帯電話用設備のうち、電気通信事業法施行規則第二十九條第一項第三号の規定により告示した設備は、トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験を実施し、前条第一項及び第二項に掲げる措置の実効性を確保しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和●●年●●月●●日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第六十七号（管理規程の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



		改正後	改正前
<p>電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>			
<p>一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること</p>	<p>(1) 電気通信主任技術者、広報担当者その他の事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者（事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託（二以上の段階にわたる委託を含む。八の項において同じ。）する場合にあつては、当該委託先の従事者を含む。以下「従業者等」という。）の教育及び訓練に関すること。</p> <p>(2) 従業者等の設備の工事、維持及び運用に関する作業に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>(3) 従業者等の応急復旧措置に係る訓練に関すること。</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>二 略</p>		<p>〔同上〕</p>	
<p>三 略</p>		<p>〔同上〕</p>	
<p>四 事業用電気通信設備のうち内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものであつて、総務大臣が別に告示するもののリスクの分析及び評価に関すること</p>	<p>(1) 当該設備の損壊又は故障等の発生リスク（予備設備への切替不能及びサイレント故障に係るものを含む。）の調査及び分析に関すること。</p> <p>(2) 調査及び分析された発生リスクに対する対応措置及び応急復旧措置の整備に関すること。</p> <p>(3) 整備された対応措置及び応急復旧措置を実施した場合の電気通信業務に与える影響に関する評価（想定復旧時間を含む。）に関すること。</p>	<p>〔新設〕</p>	
<p>五 略</p>		<p>〔同上〕</p>	
<p>六 利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること</p>	<p>(6) 利用者への周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組に関すること。</p>	<p>〔1〕(5) 略</p>	<p>〔1〕(5) 同上</p>
<p>七 略</p>		<p>〔同上〕</p>	
<p>八 当該管理規程の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること</p>	<p>経営の責任者による一年に一回以上の当該管理規程の遵守状況（本表四の項に掲げるリスクの分析及び評価における対応措置及び応急復旧措置を実施した場合の電気通信業務に与える影響に関する</p>	<p>〔新設〕</p>	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>九 当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。</p>	<p>る評価（想定復旧時間を含む。）の実施状況を含む。）に係る点検及び評価に関すること（事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合にはあつては、当該委託先の当該管理規程の遵守状況に係る点検及び評価を含む。）。</p> <p>経営の責任者による一年に一回以上の当該管理規程に記載された事項の実施に必要な人材、設備、資金、組織その他の経営資源が十分であることについて自ら行う点検及び評価並びに経営資源の配分の見直しに関すること。</p>	<p>【新設】</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

各 出 巻					
[第1～第5 略]					
[別表第1 略]					
別表第2 管理基準					
項 目	対 策	実施指針			
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネット ワ ー ク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネット ワ ー ク	自 営 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク
[第1.・第2. 略]					
第3. 方法					
1. 平常時の取組					
[(1) 略]					
(2) 教 育・ 訓 練	ア 電気通信主任技術者、広報 担当者その他の <b>事業用電気 通信設備の設計、工事、維 持及び運用に従事する者</b> (事業用電気通信設備の設 計、工事、維持又は運用を 委託(二以上の段階にわた る委託を含む。第4におい て同じ。)する場合は、当 該委託先の従業者を含む。 以下「従事者等」とい う。)の教育及び訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*
	イ 従事者等への教育・訓練に 関する計画の策定及び実施 を行う体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎*

各 出 巻					
[第1～第5 同左]					
[別表第1 同左]					
別表第2 管理基準					
項 目	対 策	実施指針			
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネット ワ ー ク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネット ワ ー ク	自 営 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク
[第1.・第2. 同左]					
第3. 方法					
1. 平常時の取組					
[(1) 同左]					
(2) 教 育・ 訓 練	ア 教育・訓練に関する計画の 策定及び実施を行う体制を明 確にすること。	◎	◎	◎	◎*

ウ 教育・訓練の目的を明確にするとともに、終了後の実施効果により計画の修正を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
エ 情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎*
オ データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
カ 設備の保全に関する知識を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
キ 防災に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ク 防犯に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ケ 情報セキュリティに関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
コ 電気通信設備の工事、維持・運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。	◎	◎	○	○	○
サ 電気通信設備の工事、維持・運用に係る作業の教育及び訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
シ 応急復旧措置に係る訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
ス 広報含む社内関連部署間の連携訓練、全社一斉訓練、シナリオを共有しない訓練を実施すること。	○	○	○	○	○

イ 教育・訓練の目的を明確にするとともに、終了後の実施効果により計画の修正を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
ウ 情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎*
エ データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
オ 設備の保全に関する知識を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
カ 防災に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
キ 防犯に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ク 情報セキュリティに関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ケ 電気通信設備の工事、維持・運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。	◎	◎	○	○	○

	セ 自社及び運営委託会社を含め、工事、維持・運用等に従事する全ての従事者等を対象に、毎年訓練を実施すること。	○	○	○	○	○
	ソ 電気通信設備の損壊又は故障等の発生リスクに係る調査等により判明した各リスクに対して復旧措置等の訓練を実施すること。	○	○	○	○	○
[(3)~(4) 略]						
(5) 維持・運用	[ア~ス 略]					
	セ データ投入等における高い信頼性が求められる作業において、容易に誤りが混入しないよう措置を講ずること。	◎	◎	◎	○	○
	ソ データを蓄積する機能を有する設備については、メモリ領域の状況等の定期的な監視・点検を実施すること。	○	○	○	○	○
[(6)~(11) 略]						
(12) 現状の調査・分析・改善	[ア~エ 略]					
	オ 情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析結果を、必要に応じ、教育・訓練計画に反映させること。	◎	◎	◎	◎*	◎*
(13) ヒューマンエラー防止策	ア 情報通信ネットワークの設計、工事、維持及び運用に従事する者によるヒューマンエラーを防止するための対策を行うこと。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
	イ 情報通信ネットワークの設計、工事、維持及び運用に係る作業についてシステムの導	○	○	○	○	○

[(3)~(4) 同左]						
(5) 維持・運用	[ア~ス 同左]					
	セ データ投入等における高い信頼性が求められる作業において、容易に誤りが混入しないよう措置を講ずること。	◎	◎	◎	○	○
[(6)~(11) 同左]						
(12) 現状の調査・分析・改善	[ア~エ 同左]					
	オ 情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析結果を、必要に応じ、教育・訓練計画に反映させること。	◎	◎	◎	◎*	◎*





(15) 情報提供	[ア～ケ 略]					
2. 事故発生時の取組						
[(1) 略]						
(2) 情報提供	[ア～カ 略]					
	キ 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。	◎	◎	◎	-	-
	ク 利用者への周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組を行うこと。	◎	◎	○	-	-
3. 事故収束後						
再発防止策	[ア～エ 略]					
	オ 事故の内容・原因等が明らかになったとき、利用者に対してその情報を周知すること。	◎	◎	-	-	-
第4. 点検及び見直し						
1. 経営の責任者による点検等						
(1) 管理規程の遵守状況の点検及び評価	経営の責任者により、一年に一回以上、管理規程の遵守状況に係る点検及び評価（設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合にあつては、委託先の当該管理規程の遵守状況に係る点検及び評価を含む。）を実施すること。	◎	◎	-	-	-

(13) 情報提供	[ア～ケ 同左]					
2. 事故発生時の取組						
[(1) 同左]						
(2) 情報提供	[ア～カ 同左]					
	キ 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。	◎	◎	◎	-	-
3. 事故収束後						
再発防止策	[ア～エ 同左]					
	オ 事故の内容・原因等が明らかになったとき、利用者に対してその情報を周知すること。	◎	◎	-	-	-
	カ 必要に応じて、再発防止策を管理規程に適宜反映すること。	◎	◎	-	-	-

	(2) 経営資源の点検、評価及び見直し	経営の責任者により、一年に一回以上、人材、設備、資金、組織その他の経営資源が十分であることについて点検及び評価並びに経営資源の配分の見直しを行うこと。	◎	◎	○	○	○
	(3) 管理規程の見直し	管理規程の遵守状況の点検及び評価、経営資源の点検及び評価の結果その他の事由に基づく当該管理規程の見直しに関すること	◎	◎	○	○	○

[注 略]

[別表第3・別表第4 略]

[注 同左]

[別表第3・別表第4 同左]

備考 表中の [ ] の記載は省略である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第一項第三号の規定に基づき、事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するものを次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次のいずれにも該当するもの

- 一 二以上の都道府県の区域にわたって提供される電気通信役務に係る電気通信設備
- 二 端末設備又は端末系伝送路設備以外の電気通信設備
- 三 次に掲げる機能のいずれかを有する電気通信設備
  - イ 伝送機能
  - ロ 交換機能
  - ハ 電気通信設備の制御機能（仮想化した機能を制御するための機能を含む。）
  - ニ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能
  - ホ 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能

附 則

この告示は、公布の日から施行する。